

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第15回島根海区漁業調整委員会が、令和2年6月19日（金）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について（諮問）
 - ① 令和2年漁期のサバ類、ズワイガニの当初 TAC
 - ② 第6管理期間のクロマグロ TAC の変更
- (2) 第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しについて（諮問）
- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（トラフグ）について（報告）
- (4) 水産政策の改革について（報告）
 - ① 海区漁業調整委員会委員の選任
 - ② 漁業調整規則の改正等
- (5) その他

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC 法）」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国より令和2年漁期のサバ類、ズワイガニに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

また、第6管理期間（令和2年4月～令和3年3月）のクロマグロの漁獲可能量について、水産庁の仲介による配分量の融通（小型魚 0.4 トン（追加）と大型魚 0.4 トン（抛出））及び国の留保枠からの追加配分（小型魚 1.9 トン、大型魚 2.5 トン）による国の基本計画変更に伴う県の管理計画の変更について審議され、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

県の管理計画の変更の概要

	令和2年7月～令和3年6月の知事管理量
まさば及びごまさば	21,000 トン [うち中型まき網：20,300 トン]
ずわいがに	若干

くろまぐろの漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

	第6管理期間の知事管理量 (令和2年4月～令和3年3月)
小型魚 (30kg 未満)	107.1 トン [うち 2.9 トンを留保枠とする]

大型魚（30kg 以上）	34.2 トン〔うち 1.2 トンを留保枠とする〕	
採捕の種類	小型魚（30kg 未満）	大型魚（30kg 以上）
定置漁業	29.9 トン	33.0 トン
くろまぐろ承認漁業	73.3 トン	
その他の漁業	1.0 トン	

（２）第 7 次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しについて（諮問）

令和 2 年 3 月に開催した前回（第 15 期第 14 回）の委員会にて県当局より説明のあった見直し方針に沿った内容で、第 7 次島根県栽培漁業基本計画の一部を見直すことについて知事より諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

《見直しする内容》

- ① 沿岸漁業の所得向上が期待できる魚種に転換。新たな取組対象種として、定着性が強く、市場価値の高いマナマコ、キジハタを選定。
- ② マダイ、ヒラメの放流サイズの小型化による種苗放流の効率化。
- ③ 沿岸漁業の振興に資する新たな技術開発について、計画中に明記。

（３）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（トラフグ）について（報告）

山口県から九州西部の海域においては、トラフグの資源管理を目的として、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示によって、5 トン以上のトラフグはえ縄漁船の隻数や漁期が制限されています。

この委員会指示については、令和 2 年 5 月 21 日に東京で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会において、引き続き同じ内容で指示の継続が了承されました。

従来、承認隻数の上限と操業期間の制限に関する 2 つの日本海・九州西広域漁業調整委員会指示が発出されていましたが、どちらも委員会指示で対象とする漁業は同じであり、制限を受ける漁業者等の理解を容易にするため、今回より、一本の委員会指示として発出することになりました。

島根県ではトラフグ延縄漁船はいないものの、規制海域の一部が本県沖合漁場と重なることから、情報を共有するため本委員会でも報告しました。

（４）水産政策の改革について（報告）

水産政策の改革について、事務局より 2 点報告をしました。

① 海区漁業調整委員会委員の選任について

島根海区漁業調整委員会の委員総数は現行どおり 15 名とし、委員構成は漁業者委員 11 名（+ 2 名）、学識経験委員 2 名（△ 2 名）、中立委員 2 名（± 0 名）とする。

7 月下旬に候補者の推薦・募集を開始し、県庁内に候補者評価委員会を設置し候補者の絞り込みを行ったうえで、年内には候補者リスト（案）を作成。

2 月議会本会議での議会同意後、4 月 1 日付けで新委員を任命する予定。

② 漁業調整規則の改正等について

漁業調整規則の改正は、委員会への諮問、大臣認可を経て、12 月に施行予定。

漁業許可の取扱方針は、10 月頃に委員会へ諮問する予定。

漁獲成績報告書は、報告様式を 10 月頃に委員会にて報告後、関係機関に通知予定。

漁業調整委員会指示(新たに指示するもの)は、10 月頃に委員会へ協議予定。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950